

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「カワセミの飛翔する故郷^{ふるさと}」創造計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県周智郡森町

3 地域再生計画の区域

静岡県周智郡森町の全域

4 地域再生計画の目標

4 - 1 森町の地域特性

森町は、静岡県西部地域に位置し、人口は20,798人（平成17年4月1日現在）、東西約13km、南北約24km、面積は133.84km²である。

北部地区は主に山間地であり、その大半が森林となっており、南部は市街地と水田地帯が広がり、その中央部を2級河川太田川が縦断している。

また、森町は、国の重要無形民俗文化財である十二段舞楽が奉納される小國神社などに代表される歴史的な神社等も多い。

このため、森町は豊かな緑や清楚な水辺などの自然も多く、歴史・文化の薫る独特の風情を醸し出している。

さらに、豊かな自然環境の中でも、中央部を縦断する太田川やその流域支流の三倉川、一宮川、小藪川等から形成される河川は、町民のやすらぎの水辺として重要な役割を果たし、有形無形のかげがえのない財産となっている。

したがって、森町の財産である「清らかな水」は、まちの大きな魅力であり、この清流の維持・保全是、まち自体の風情を醸成することにも、つながるものである。

なお、町の産業については、農業では特産の茶、次郎柿をはじめ、米、レタス、温室メロン、スイートコーン等の栽培も盛んである。林業は、木材生産を中心とした林業経営だけでは、困難な状況であり、森林を環境・文化資源として活用していくことが求められている。

商業は、小売業、卸売業が主体であり、江戸時代末期から明治中期にかけては、信州街道、あるいは秋葉街道の宿場町、商業の町として繁栄し、今でもその名残りである蔵などが町の中心部に点在している。

工業は、第二東名森・掛川インター（仮称）付近に工業団地を整備し、また、町南部地区には工業専用地域があり、複数の企業が立地している。

4 - 2 地域特性を踏まえた現状の課題

森町の中央部を流れる太田川は、清流・太田川といわれ、川のあちらこちらで遊ぶ子供達の姿が見られ、アユやメダカ、森町の鳥に指定されているカワセミが多数生息する河川であった。

しかしながら、生活様式の変化に伴う水需要の増大や未処理の生活雑排水の流入などから、市街地内河川水路の水質汚濁は進みつつある。

他方、町民を含め社会全体としての自然環境に対する関心が高まる中、汚水の浄化を図り、生活環境を改善するとともに、清流の確保や水生動植物の保全を図り、カワセミが飛翔する清流・太田川の維持・保全を図ることが喫緊の課題であり、まちの魅力をさらに増大させる大きなキーポイントとなっている。

また、森町地域は太田川流域の上流部分の多くを占め、下流域への健全な水資源の供給は、河川上流域の重要な責務であり、そのための施策は万全を期すものでなければならない。

さらに、森町においては、太田川の上流部に洪水調節や静岡県西部の遠州地域への水道用水の確保等を目的とした多目的の太田川ダムを建設中であることから、より安全で良質な水源を確保することが求められている。

このような状況を踏まえ、汚水処理対策として、平成元年より合併処理浄化槽設置整備事業を創設し、平成16年度末時点で合併処理浄化槽670基を設置しているが、汚水処理人口普及率は、まだまだ低い水準(10.8%)にあり、より一層の汚水処理施設整備の促進を図るため、平成16年度から、公共下水道事業に着手しているところである。

4 - 3 地域再生計画の目標

森町では、第7次総合計画における町の将来像である「豊かさ広がる 活力とゆとりのまち・森」の実現に向けて、まちづくりを進めている。

この将来像の基本理念として、「自然との共生」、「多様な出会いと交流」、「自立と参加のまちづくり」が謳われている。

この中の「自然との共生」を進める観点から、まち全体の取組としては、平成14年には森町環境美化条例を制定し、快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、流域市町において「太田川水系の水をきれいにする会」を設置し、太田川水系における水質・環境の保全を図っているところである。

また、住民レベルにおいても、「リバーフレンドシップ制度(河川美化活動への支援制度)」を活用し、複数の町内会が太田川の美化活動等を実施しているところである。

これらの活動とあわせ、喫緊の課題である「清らかな水」の維持・保全の観点からは、特に、汚水処理施設の整備は必要不可欠であり、本再生計画の推進により汚水処理人口普及率を向上させ、生活環境の改善及び都市の健全な発展を図り、併せて公共用水域の水質の保全を推進していくこととする。

そして、「自然との共生」という基本理念のもと、森町を縦断する太田川の清流の維持・保全を図り、「カワセミの飛翔する故郷^{ふるさと}」を創造し、「潤い豊かな水辺環境」、「人々と川との交流」の創出を図っていくこととする。

これらの取組を通じ、下流域への健全な水資源の供給という太田川上流域の責務を果たすとともに、「清らかな水」を維持・保全し、まちの魅力をさらに向上させ、まち全体の活性化へつなげていくこととする。

(数値目標)

汚水処理施設の整備の促進により、汚水処理人口普及率を現状の10.8%から27.0%に向上させる。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

本再生計画の目標を達成するために行う事業として、汚水処理施設整備交付金を有効に活用し、森町全域を対象に、下水道及び浄化槽を効率的・効果的に整備し、生活環境の改善及び都市の健全な発展を図り、併せて公共用水域の水質の保全を推進し、住民が快適に暮らせるまちづくりを実現していくこととする。

そして、これらを通じた取組により、森町を縦断する太田川の清流を維持・保全し、「カワセミの飛翔する故郷^{ふるさと}」を創造し、まちの魅力をさらに向上させ、森町の活性化を図るものとする。

なお、汚水処理対策としては、平成元年度に合併処理浄化槽設置整備事業を創設するとともに、公共下水道事業については、森町の総合的な生活排水処理整備の指針となる「森町下水道基本構想」（平成12年度策定）に基づき「森町公共下水道基本計画」を策定し、今回計画の森地区を含め、平成16年9月に認可を受け、公共下水道事業に着手しているところである。その事業認可区域については、下水道全体計画区域のうち、財政事情、住民の要望、事業の執行能力、地形等を勘案し、浄化センター予定地に近接し、町営住宅及び森町病院等の公共施設が集中する遠州森駅南西部の既成市街地を事業認可区域としているところである。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

< 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 >

[事業主体]

静岡県周智郡森町

[施設の種類]

公共下水道及び浄化槽

[事業区域]

公共下水道 森町森地区

浄化槽 公共下水道事業認可区域を除く森町全域

[事業期間]

公共下水道 認定の日から平成22年3月末まで

浄化槽 認定の日から平成22年3月末まで

[事業費]

公共下水道 1,503,630千円
(うち、単独282,720千円)
(うち、国費610,455千円)

浄化槽(個人設置型) 138,600千円
(うち、国費46,200千円)

合計 1,642,230千円
(うち、単独282,720千円)
(うち、国費656,655千円)

[整備量]

公共下水道 150～600 12,742m

浄化槽(個人設置型)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	30基	80基	80基	80基	80基

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

認定の日から平成22年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし、森町が、状況を調査・評価し、必要に応じて事業の内容の見直しを図る。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし